日本書紀訓考

關四郎太註解

二

91/F75
1530
2

越後國柏崎　關　四郎太謹撰

神代上一之卷

日本書紀一卷

此題號夜麻登夫美と訓來まゝど、志の訓う證を見ず、

按ふ此紀此卷ふ、大日本云云、日本此云耶麻騰と有る

ふ依て、御代々々比天皇の大御名、古事記ふ倭くゝ

偏られ有り、此題號を志の訓來まゝなるべし、さて日本の

二字を志ふ訓ゆ志ふ、書紀二字を、布美と是亦訓來れ

るなるべし、抑夜麻登とは、國號考ふ、畿内なる大和國の名なるを、御代々々乃天皇の大御名ふ申し、又御代々々、大和國ふ都敷坐りし故ふ、夜麻登と云へば、あのほめら天下の大名ふも聞れるなり、此名もとは山邊那倭郷より始れるなり、と万葉考、別記ふ見えたれど、さはいふ事、此倭郷は、倭大國魂神の鎮坐るふよりて、此名は負しのども、舊名は長岡岬にて彼一國の大和此名は、途藝速日命と云るなり、

の天降らむ時ふ、虚空見倭國と云る古語ありて、神代よりの名なりと所見、又名義は同書ふ、山都富此約り、都富の約り登なり、凡て都富とは、何處ふなりも一攝の内を云、大和國を四方山並立て、一攝の如くあれば、又山内なるむろく字を略き、都と登と所

り、此二ッ此内なるべし、さて布美とは、通證ふ、經見此義と云へり、今按ふ、義は事なれども、もと布美とは文の字、音を取るなり、されば皇國訓ふは阿也と云べし、然れども漢字渡參來し時なり、布美の音のミ取て、皇國言は云ざるふやさて阿也と云は、物を彼なり是へ轉て、種々の形なるを云なり、そをを書の名なりと云は、書も書るさは、此なり彼へとなやどれる故なり、又日本の二字を此題號ふ又紀中用ありたるなり、難波豐崎宮御代、大化元年新ふ此字を皇國此名ふ填られて、其時は音ふて介保牟と云へりしなり、さく介保牟と云も、夜麻登と云も、ともふ皇國の稱なれば、其後夜麻登と云ふも、此日本の字を當られしなり、此二字は奈良朝の比まで音ふて云へども、又訓ふ比能毛登とも云けむ、されど古書ふ比能毛登と云は、万葉三

と、續後紀ニ見えたるのみなり、是も日本の字ニ依て訓るなるべし、と、國號考ニ云れたり、是ニ依て今按ニ、下十四巻廿八丁ニ、日本舊紀、廿六、巻十二丁ニ、日本世記とあるなどゝ、字音ニ讀しならむ、きれば此、紀を撰給ひし時ハ、余保牟幾と字音ニ云しを、上ニ引る此、紀の訓注ニ、なるべく、後ニ今此訓の如くハ云、るならむ、其ハ書紀の書、字此事、平田氏篤胤古史徵一三十四丁ニ、伴信友、説ニ、此、紀始ハ書、字無しを、弘仁年中なり、文人の書、字ハ加へしなり、もて書紀と書ハ、ハ、釋紀ニ、師説ニ依、注ニ日本國帝王、事、謂、之、日本書紀、亦曰、師説ニ、宋、太子詹事范蔚宗、撰ル後漢書、之時、叙帝王、事、謂、

之、書紀、叙臣下、事、謂、之、書例傳、然則、書紀之、文依、之、歟、と、ハる意なるべしと云りと出、きれば初ハ此、題號、書、字、無く、音字ニ云りし事なほし、許ハ漢國ニ詔ひて、附給ひつる題號ニとそ、ひらめ、こゝ云、故ハ、古事記傳一の九丁ニ、日本書紀と云、題號とそ心得ね、こハ漢國の國史ニ、漢書晉書など云、名ニ倣て、御國の號を標られたるなれども、漢國ハ代々ニ國號の替るもそニ、其代の號もて名附ざれば、分り難ければこそなれ、皇國ハ天地の共遠長く、天津日継嗣まして、替らせ給ふ事しなければ、それと分き云べきニハあらぬ、うつる事ニ、並ぶ処なる時のまざまなれニ、是ハ何ニ對へたる名ぞや、たゞ漢國ニ對へられたりと見えて、彼ニ、ふつはらつかぬ題號なりうつりとなり、

○一巻ハ波自米能麻幾一巻ハ、登遠麻利比登都能麻幾と訓ざし、凡て言を先云を波自米と云、そハ下

廿二巻に、聖徳皇太子の十七條憲法の初章を、波自米能久陀利となり、是に依べし、さて麻綫とは、古くは書と云つれば、巻たるものなれば、今世繪巻物、又は佛書に其名遺れり、かく云なり、此麻は、纏に曲るなど此麻に等しくして、丸くなる意に此麻に加幾久氣古乃活用る詞なりと、或人は云へり、今本ヒトマキニアタルマキ、またマキノツイデヒトツ、などよめるはわろし、

神代上（カミヨノクダリノカミ）

こゝにかくあるは此巻の目録なり、さて四巻に八代の大御代を舉られたるを見てしるべし、されば正しくは、日本書紀一巻神代上となりて、又次に日本書紀一巻神代上となるべきを、略れたるものなり、さて加美與能久陀利能加美と訓べし、今本カミヨノカミノマキ、またカミノヨノカムノマキとあれど、麻綫と云は既に上にあれば、此は巻にはあらざるなり、それ下四巻の一御代一御代を記されし、何某天皇此巻とは云べからば、必何某天皇段とこそ云べけれ、抑此紀を初め何れの書も、此段と云事を略れたれど、上に引る十七條憲法の初章を、波自米能久陀利と訓られ、次なるも二久陀利三久陀利と云べきをしるせることなり、又平家物

語ふ、忠盛昇殿之事、太平記ふ、後醍醐天皇御治世の事
などなる事の字、卽段と云ふ當れ〳〵ば、此も神代上の
下ふ、久陀利と云言を讀添べし、今世伎藝の淨瑠璃と云諸物ふ、却り〳〵何の
段と云事あり、是古風を失いざるなり、又上とん、神代の事書れしを二ふ
分て、上下とん云ふなり、此巻ふい天地初發とり、八俣大蛇段まぐあり、下巻ハ、葦原
中國を御征伐段とり、鸕鷀草葺不合尊まぐを記されしあり、さて神代と云事ハ、此
紀まと古事記ふ、謂神世七代者矣となるを、同傳三十四
九ふ、こん後の五代ふ云りし稱乃遺れるなり、其い人、
代となりて、後ふ鸕鷀草葺不合尊ハ御時までを申ま
如くと云れし如く、橿原宮より上をさて〳〵神代とん

云ふなり、然れども橿原宮より下を人代と云ふ事い、
古今集序ふ見えたさて〳〵神代ハ中ふ古事記ふ依ふ、彦火々
出見尊、鸕鷀草不合尊い、御命も短く坐まし、崩て御陵
もきんやこふ見ゆ生ば、人代ふ同と思いるあり又
橿原宮とり以下の御代とても、天皇の御有形、皆神の
如く、怪く奇く坐くしあり、又此紀の年紀ふ依ふ、天皇
とり初め奉り、皇子又臣連命長き人、是彼ミえるなり、
孝靈天皇の卽位とり、孝元、開化、崇神、垂仁天皇等を經
て、景行天皇卽位まぐ三百六十一年、孝靈天皇崩しとり
りハ二百八十六年なり、てて景行天皇の紀、伊那毘
能大郎女、伊那毘能若郎女二柱ハ、古事記ふ、若日子建
吉備津彦命の子あり、此吉備津彦命い、孝靈天皇の御
子ふ坐坐く、御年い何歳とるなど、此紀の天皇等
の大御年の數もて數ひふ、吉備津彦命い、孝靈天
皇ハ末子ふ坐ば、彼天皇崩し歳ふ、開化天皇と一ふ生
れ坐るとして〳〵景行天皇の生坐る、垂仁天皇の十七年
まぐ二百三年ふり、此景行天皇十五歳の御時、彼二柱
の妃を要として、吉備津彦命の御年二百三歳な
るを思ふ、又葛城襲津彦が年紀是ふ同ト、又仁德

仁皇元年ニ菟道雅郎子の進め給ふ、八田皇女の御年十五六歳を指べし、のち〻其ゝり三十年過て、此皇女ニ、仁德天皇ハ御合坐しなり、後世の物ものゞ、榮花物語ニハ、三十歳のあゞを、女のさゞ過たりと云るハ合とゝくハ四十五六歳の皇女を、戀しく思わし、大御心、神代ニ等と云ざし、又人代と云る橿原宮ゝり以下の人等の中ニて、神と齊れしをなれば是れも今代ゝりハ神代ゝも云つべきゝり、きゝ鷓鴣草菁不合尊までを神代と申せ侍ハ、古事記傳三四十九丁ニ、信橿原宮ゝり世間ニ形勢新ふりしゝゞ、然を云つべきものなりとなる如く、此朝の御時ゝり細少なる事傳いりて、漢國ニ云、る、君と臣の差別見もれば、其ゝり以上を神代ゝハ、其御時ゝり云る事なるべし、神代ゝハ云、ゞを、人代と云、なゝ、古も今、世ものゝ事なり、古今集ニ人世とあるハ、其上ニ、神代とあるニ對て云る比ゝなり、さて神代ニと、顯見蒼生此云阿烏比等久佐と訓注せり、又石窟段、一書ニ、項者人雖多請なゝど、なり、又九巻ニハ響田天皇を神之御子と申し、万葉一ニハ、神乃御代ゝを詠るなどを思つゞ、神代人世と分ち云ハ、後の俗ニ、そハ神と云ハ奇しき德なるを以て云、事なれば、橿原宮ゝり上ニハ、其德なる神等多く坐りしを以て、後世より崇て、神代ゝハ云、るなるべし、万葉一、十一丁長歌ニ、神代從如此尒有良之となるゝり、卷々ニ見えたり、又六四十二丁ニハ、八隅知之、吾大王乃高敷爲日本國者、皇祖乃神之御代自とを、なる、

古天地未剖、陰陽不分、渾沌如

鷄子、渾淬而含牙、及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易重濁之凝場難故天先成而地後定然而神聖生其中焉

古ハ、伊介志倍と訓く、往ー方、過ふー方を云ふ、此紀此巻ハ大古、六巻ハ古風、七巻ハ往古、廿五巻ハ上古ハどを考の訓り、万葉二の長歌ハ、名延之妹者黄葉乃、過伊去等、云云、一ハ古昔、古昔者、古部、七ハ十七、長歌ハ、伊途之弊由、伊比都藝久良之ゑ、○天地ハ阿米都知ハ値たる漢字ゑり、万葉廿防人歌ハ、阿米都之乃以都例乃可美乎、云云、阿米都之乃可美介奴住於伎、五ハ、阿米弊由迦婆、奈何麻介麻介、都智奈良婆、大王伊麻周、○末剖ハ、和加礼受とよむべー、今本イマダワカレるるーーきく天地ハ剖ーものるーあるざ書れーハ、義を以てあり、此紀十三巻を、らるふの

四丁ふ、三才顯分以來、十九、巻三十五丁ふ、天地剖判之代、廿四、巻十九丁ふ、天地開闢、万葉八三十二丁ふ、牽牛者、織女等、天地之、別時由、十二十五丁ふ、天地等、別之時從自嬬、三十三丁天地跡、別之時從、久方乃天驗常ふとあり○陰陽不分い、比都幾母那久と訓べし、無日月あり、抑此陰陽と云ことい漢人のさざみ〳〵、此方の古ふ曾てなきことあり、然るをこゝふかく書れしい、潤色あるゆゑ、又い女男と云ふ値られたるゆ、詳ならねど、上の如く訓るハ、下ふ鶏子とあるハ、卵の中を云、るふ、其卵ゆ中い鬱悒もるよかくい訓るあり、此下ふ、伊弉諾、尊を陽神、伊弉冉尊を陰神と書れしを思へバ、女男ふ値られ

れ、紀ふ、やちまたむ、さきど此女男い、泥土煑尊、沙土煑尊二柱類ひ生坐、く女男の備いありしならめど、其以前古事記の五柱ゆ別天の神、此紀ふを出給へる國常立尊より、豐斟野尊まぐい、女男ゆ備い無りしと思いるれバ、らを米袁と訓ぬあり、まさ此時い何物もるけれバ、神母人母奈久と訓べけれど、古書ふの事い見えざれバ、然ハ訓れぬ、日月い天照大神、月讀尊の生坐しとりの事あれど、こゝい譬ふ云、るかれバ、後ゆ事を上へ廻らしゝいるることゝ、まべし、○渾沌い、今本ふ牟良加礼多流古登とあり、牟良い群あり凡て牟良ゝ、物ゆ一つバ多くあるを云、あり、那の中の村此紀廿六、巻後岡本宮六年十二月、科野國言蠅群向西飛踰巨坂、と云、るハ、多の蠅ゆ、群々ふ見ゆるを云、るり、万葉十三、二十九丁長歌ふ、舍人之子等

者、行鳥之群而待、とあるも、舍人ゞ二人三人づゝ十九
四十ゝ、新年始尓、思共伊牟礼氐乎礼婆、宇礼之久母安
七丁　流可、是も上の十さゝらゝハ未ゞ何物と云る事もな
三ゝ同ト、き時あれバ、卵の如き中ゝ、群々とゝるものあり、と
云るあり、堤を今本ゝマロカレと訓たるを、谷重遠ハ、
圓ゝ　るあり、と云、りゝハマロカレゝハいとく値れ
る字あり、下の一書ゝも、混成をあるゝ訓るゝゝ低りて圓と
も其如く訓べきゝやと思へど、非ことあり、そハ圓
ハ、元とり圓きをいひ、牟良加礼　○如鷄子とハ、鳥の卵
ハ、物一ッあゝぬを云る事ゝり、
を云るあり、きゝく卵の中ハ泥ゝせり、こハ天地の始ハ
このゝるものと、譬へ書れたるあり、こハを鷄子と書れ
ありと云ゝハ、何れ此ゝ、必も鷄の子
鳥の卵と見てゝ、苦しゝ、万葉五十三ゝ、筑前國怡

土郡深江村子負原臨海丘上有二石、云云、並皆橢圓狀
如鷄子、伊勢物語ゝ、登利能古乎十づゝ十ハ重ぬとも、
いのゝ憑まむ人の心を、○渾沌ハ、今本クモリテ、まゝ
ゝあゝしゝ下ゝ洲壤浮漂、又一書ゝも、猶浮膏而漂蕩と
られど、
云古事記ゝ、久羅下那洲多陀用弊流之時ゝ、あれ
ハ、多陀與比弖と訓べし、今本の訓ハ、鳥の卵の中ハ曇
ハ、ゝ　この　ばとい云、るゝ、まゝ卵の中の此言ハ下
泥ゝ　ゝ狀ハ、漂蕩ゝ見てもゝ、
ゝ云ゝ、○含牙、牙ハ息機ゝ、此紀二巻四ゝ、武甕槌神
の言ゝ、唯經津主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉、其辞氣
慷慨とあるハ、力を入ゝ強く物云時ハ、口中より障な

く、早くつき出る息を云さ、源氏物語玉蔓巻ふ、さて〻出るを中〻敷事限あり、と有るさ、けゐ〻息ざしけさひ、思ひ大夫竪ゲ、物云る口つきを云なり、其息の伊を畧けるさり、さく含さい、物の内ふ有を云さり、古事記綿津見宮段ふ、火遠理命云云、解御頸之剣含口、此紀此巻廿一丁ふ口裏含蚤さどなるさ〻ある べし、万葉十四三十五丁ふ、布敷麻留、十八十六丁ふ、敷布、賣利、十九四十六丁ふ、布敷賣流波、廿四十三丁ふ、布敷賣里之、七十七丁ふ、含而、八十七丁ふ、含有さどあるい、皆花を云、るさり、此中ふ十四さるい、ちく此文ハ鳥の卵の中の漂蕩る物の中ふ、天とさるべき物此あるを、牙と云、その牙せる物をさ〻く、含さい云、

るさり、○及ハ捨て、○其ハ、加礼と訓べし、○清陽者ハ、須米流母能波と訓て、陽ハ捨べし、此言ハ本ハ滌とり出たり、訓考五巻ふ云を見るべし、さく滌を伊井諾、尊ふ始りたれど、後の言をバ上ハ廻らく云べるり、○薄靡而ハ、今本多那毘幾と訓り、此言ハ祝詞考ふ、雲霞の多那毘久と云ハ、本晴たる空ふ棚引如く、横ふ行を云とりはれたるゞ如し、但し此の薄靡ハ通證ふ、以積氣之發達と云る如く、含まれる牙の、清る物此立登れる後、薄靡さハ云るさり、古事記ふ、天津日子番能途々藝命云云、押分天之八重多那雲而万葉三丁ふ、此間爲而、家八方何處、白雲乃、棚引山乎、超而來二家里

ホどあり、○爲天、これ彼立登れる物、登々て天となり
しと云ことなり、きく天となり、古事記傳三四ホ天は天神の坐
まれる御國そなるぞ故ホ、山川木草の類ひ、宮殿其、ちら萬
の物と事と、全御孫命の所知看此、御國土の如くホし
て、ホホ勝れなる處ホしあれば、大方のありきたも、神
たちの御上の萬の事も、此國土ホ有る事の如くホホ
むあり、名義い、明萌ル切りあるべし、きて明とい天
るとの明く照を云、萌い、古事記ホ、萌騰万葉十の八丁ホ、春場者、目生來鴨と
の明く照を云、萌い、古事記四ホ、葦萌の切まりあるべしと
ホ萌あり、古事記四ホ、葦萌の切まりあるべしと
云れしい、己ゲ考と同じけれども、葦とり
い明の方、理あり、思いるる、あり、又青所貶
を略き切りて云、るのとあるを、おゆつらなし、○重い
地と云べきホ添て書るあて、それ地い濁れる中ホ、重
きものゝ、ありしと云意あく書れしあるべけれど、此
字無てと調べと、捨べし、○濁者淹滯而爲地い、途碁礼流

毛能波都豆幾豆都知登奈利幾と訓べし、此い卵ル中
の牙る物、清登りて天と成り後も、ホ漂蕩てある物
を濁とい云、るあり、此、濁と云言い、此、紀此、巻四ホ、其矛
鋒滴瀝之潮凝成一嶋、又五丁處々、小嶋皆潮沫凝成者矣、
とある凝ホ似たる故の名あり、或人い、泥凝のとを略
ふやと云、り、きく此、濁きる物凝々て底ホ沈ミ著て、其上へ
又々凝重りく、初て地と云物ル出來しなり、こくて重
りの厚きを山となり、又薄き處い谷ともなり、海とも
成りしなり、又淹滯を、都豆幾豆と云ホ値られたホい、
此、次、文ホ、天先成而、地後定と有る如く、地の成るい、伊
弉諾伊弉冉尊、天浮橋へ立出坐る後とい思へど、初と

り體ハ有、
しあり、下筒木宮、廿一年ヲ、毛野臣見防、遏中途淹滯
とあるとゝ同じく、留る意ヲ用ゐられ、都豆幾豆とあ
る訓ハ當れり、さく地ハ、天ヲ淹滯て成るゝと云事な
り、○精妙云云の十二字ハ捨べし、今本ヲ、アフギヤス
クカタマリガタシ
とあるハ、いの字ある事ヲ、心得ぬ、まゝ漢籍ヲ此文ある、を、何の分別を
さく用れたる事あれども、本此文體ハ、彼國人の常ヲ
云、る、天ハ氣ゆゑ、ふゝ形ゑゝと云へるより、精妙云云、
易と書、地ハ眼前見る物ヲ、あれば、其成堅まるハ難
き事なりなど思ひ、作れつらむ、抑天の成るハいを
難ゝ多ゝ也を、地ゝりハ久ゝき以前ヲ出來、此國土ヲ

ゝゝハ地の事を主とまれば、天の成就傳言無て、今ま
り難ゝれど、上ヲ云、る此大土の成る事ヲ准てまゝる
べきを、此ヲ云、る天の成就ハ易ゝ、彼漢國の事をの
ミ主とハまゝる說なり、○故天先成而地後定此中の
先、字ハ捨べし、讀バ謬ろし、さく地後定ハ、能知曾都知波奈
利氣流と訓べし、此文ハ、精陽云云より爲地と云を注
れるなり、此時ハ天地の成終、はゝ所ゝざれども、如
云、るとまゝ大らのヲ云ハ、下女男大神の時さく係て
るゝし、○然後二字捨て、○神聖生其中焉、此中の聖、
字ハ捨べし、さく神を加美と訓義ハ、冠美ゐく、冠の夫
を略るなり、冠を加と云へるハ、水ヲ冠衝を加豆久と

云、此ハ訓考五巻五十四丁ヨリ出、美ハ産靈の靈の通ヘるなり、産靈ハ下三十丁ヨリ出、さて此考ハ、又生ハ、奈利坐利と訓べし、此辞ハ古史徴ヨリ出なり、

古事記傳三六丁ヨリ、無なりし物の生出るを云、人の産生を云も是なり、

神の成坐と云ハ其意なり、又此物の変化を云、豊玉比賣命産出時化八尋和邇賜ひし類なり、又作事の成終るを云、國難成なる成の類なりと出、さて奈利坐流と云ヨリ生一字あるハ、字を略きしなり、古事記ニハ所成坐とあるを、此生ハ、名阿流と云言の阿を略るなり、凡正字なる、

て人みなそも物みなそも、生てる名なるものなり、菓も熟と云ハ、即菓の名を云、るさて是まで、古事記傳一ヨリ、とハ皆故ヨリ此と同し、

漢籍共の文を、是彼取集て書加られたる、撰者の私説ヨリ、こゝ〳〵、決て古の傳説ありなりとて、云云、其趣凡てこゝ〳〵、疑をもき漢意ありて、更ヨリ更ヨリ皇國此上代此意ヨリ非ず、古を熟もれらむ人ハ、自辨つべしとなり、此中ヨリ漢籍共を取集てと云れしハ、淮南子天文訓の文なり、こハ皇國の古の傳ありなりねど、人皆耳なれたる文故ヨリ、此國の事として説るなり、遠江人土満日本紀草稿ヨリ、古天地ハ、たゞヨリ漢籍讀ヨリ有ぬべし、故此類次々も皆訓を略きて、強て古言もて訓時ハ、中々ヨリ紛ハしくて、初學の思ひ誤る支なるべくれば、なるとなるハ、此紀の古傳を委く考ざる誤なり、かゝる處の文、又次々漢籍を取て書れし處も、潤色ハおきて、皇國ヨリ取さきハ、初學まぎれ惑ハぬさまなるなり、

説べき所為なるけり、

故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物如葦牙便化爲神號國常立尊至貴曰尊自餘曰命並訓美舉等也下皆倣之次國狹槌尊次豐斟渟尊

凡三神矣乾道獨化所以成此純男

故曰ハ、古事記傳一ニ、纂疏の本を見れば、故曰を一曰とせり、もし是正しき本なるべし、殊ニ謂なる、其故ハ異國の説を主として、御國此古傳をば傍ふるたる記しざまなれば、一曰ハ、下文の中ふ處々挾書れて、一書の説なれば、上ニハ別なりとなれ事なり、麻多を訓べし、さて上文ハ潤色みて、是より皇國の實の傳、ふて、同傳三ふを然云れたり、さて故ハ、同傳一ニ、加、礼婆の切りたる辞なるゆゑ、云云、上を兼て、次の語を發も言ありとなり、此ハ是と違へ、上文ニ見えたる事を亦云たるなり、○開闢之初ハ、

阿米都知能波自米と訓べし、さて開闢を天地ゐ値ら
れたるゐ聞えず、按ふ、天地の初ゐ、物一ツゲ二ツゐ開し事
と心得誤られしたるべし、こゐ漢意なり、上ゐ引る下
十九巻みも、天地剖判之代
とあるも、故心得誤られし比良久を、やごて初の物天地
是ゐ同じ、故心得誤られし比良久を、やごて初の物天地
なりゐあしき、此開闢を用ゐられしなるべし、釋紀ゐ、私記曰、問、或
本開字上有天地二字、如何とあるを、古史徴二の四丁
ゐ是を取れく、アメツチノワカルヽハジメと訓れる
り、きく下廿四巻ゐも天地開闢とあれば、舊くゐ然有
りしゐやと思いるれど、釋紀其下ゐ、答、此非也、後人聖
傳加也と云へる聖字い謬あごの説、みく、今本の如く有、
しと云事なり、きく此二文四字宛對句ゐ書れしとお
ぼしきなり、又古史徴の訓ゐ非なり、是ゐ後世より上
古を指て云事なれば、天地能和加礼志波自米と訓べ
き事
あり、○洲壤是ゐ
りゐ此國土を主ゐ
せられしなり、

今本の如く久尓都知と訓べし、古事記傳三ゐ、國土と
云ゐ、伊弉諾伊弉冉、大神の初て生成給へれば、此時ゐ
ゐ未ざ然物ゐ無きを、如此云、るゝ、成る後、名を假て、其
初の狀を談れるなりとあり、此時未ざ國土ゐ無れば、洲字を捨て、壤を都知と
訓べしと思ひされどもきく言惚いば、或人問ゐ
く、古事記傳三のせ丁ゐ、地と成べき物ゐ何物ありしか
ぞと問へる答へゐ、潮ゐ泥の渟濁れる物なりき、こゐ下
ゐ女男、大神、指下沼矛以畫者、塩許遠呂許遠呂迩と見え、書
紀ゐも、必天之瓊矛指下而探之是獲滄溟とあるを以
て、あるべしと云れ、又國常立尊の注ゐ、地と成べき物
ゐ依て成、坐るなりと云れ、又宇比地迩神注ゐ、泥とい
云云、潮と土と清混て、未ざ分れざるを云、沙土と云ゐ、
其潮と土と漸く分れて地と云、物の出來しと
ゐ、疑々て底ゐ沈着て云云、初て地と云、物の出來しと
云、るなどを思へば、地ゐ初ゐり、成就べき物有て成、る
を、此紀古事記ことゐ、女男、大神の、國生成給ふと云、る

ハ空理なり、假ふ神代ハこのくるものと云しなり、と云、るを答ふ、女男、大神の國生成給ふとあるハ、此紀古事記とをふ傳へ來れば、空理なりと、抑國と云ハ加茂大人、説ふ、限の意あり、又地ハ天と等しく廣く云云と云れ、古事記傳三ふも、天地と云時ハハと大きふしく海をも包なりと云れし如く、地と成就べき物ハ、初より有しと云、るを沃地の間なる大海の底も土ふ濁とな家處ふ云、る如く凝々く成就其、土どもハ、上ふ濁ふ山の如く、谷の如きもありさを女物なく其、海、底ふハ是と別ふく、此、大倭ふく國と云ハ男、大神の生坐るハ射子、等毛、多波和射奈世曽、天地能、是なり、万葉廿ふ、伊加多米之久尓曽、夜麻登之麻祢波とあるふく、地と國と別なる事をなるへし、然らば西土を初め世界萬國ハいのふと云ふ、此、紀ふ、處々、小島皆是潮末凝成者矣と云なる如く、初めくり地となるべき物の成就ふくそハ重りのみと厚ければ、此、大御國ふ准へく、後ふハ國と云なり、されど元來國と云ふなりざれば、其、名ハなれども、其、地の限ハ何處と地限の無きなり、のく見る時ハ、女男、大神の國生坐と云事ハ、空理なりをを思ふべし、○浮漂ハ、宇幾多々與比呂

と訓べし、こゝ天地ふ成べき物の、漂を有を云、なり、古事記ふ、國稚如浮脂多陀用幣流之時とあり、こゝ漂ハ、下三巻十六丁ふ、王船漂蕩、十九、巻四十三丁ふ、任氷漂蕩、廿二、巻ふ、九年五月、是時大雨河、水漂蕩、廿九、巻三十九丁ふ、土左、國言、大潮高騰海水漂蕩万葉十八丁ふ秋風吹漂蕩、白雲者、織女之、天津領巾毳など、水ふも雲ふも云て、此方彼方ふゆらくとして、一方へ定り行ざるを云なり、さゝ漂へる物ハ、空ふ浮びくなるものと思ひて、浮字ハ書れしなるべし、○譬ハ、多登倍婆と訓べし、此、言下三十ふ云、べし、○猶游魚之浮水也ハ、魚能水尓浮流賀二丁

如久奈利幾と訓て、游と上字ハ捨べし、游字ハ、魚の水ヲ游と讀しめむとてこの事なるべきど、魚と云ふもの水上ヲ浮ものくも、巳ゲてさぎふこそなれ、游らものみハなりぶ多べし又水と云ハ、上をも兼さこそ漂へる物をさ〳〵云、るあり、きれバ皆捨べし、こそ漂へる物をさ〳〵云、なり、さ〳〵魚ハ、和名抄龍魚類ヲ、魚和名宇乎、俗云伊乎と見えたり、○于時ハ、曾能と訓べし、○天地之の三字ハ捨べし、○中こそハ浮漂へる中ヲなり、○生一物狀如葦牙ハ、阿志加毗能如幾物奈礼利と訓べし、葦牙ハ、古事記傳三十三ヲ字の如く、葦の初て芽ぐむ狀の、彼漂へる物の中ヲ、成し物を指て云と出、葦ハ、和名抄草類ヲ、蘆葦和名阿之と有り、是を又葭と云ハ、阿志と云を忌て云、る、表裏の言なり、又

牙と、同抄類、麹ヲ、麹和名加無太知と有る加無ハ、加毗ヲ、米の萌る我加毗立と云、古今集歌詠諧ヲ、秋の野ヲ妻なき鹿の年を經て、なぞ吾戀比加毗よとぞ鳴、源氏物語橋姫、巻、并、君が、薫を表る所ヲ、きゝやのヲ押巻合せとる不ぐ共の、ヲびくをき我袋ヲ縫入たる、云云あゞ有りて、今世ヲを云言なり、きく本意ハ搬り火の加々を約りを略なるなり、それ葦の如き物ヲ火搬りて明きなり、火ハ輒遇突智神の生坐しより、有し物と思ふハ違へり、此神の生坐ざる以前天地の不成以前より、火と水ハ有し物なるべし、それ此火と云物無りせば、煮炊ハ暫く除、神とそヲ出来ぬものなれば有りさく兼火と云も、本ハ次の加を清るヲく、物ヲ釣て掛り火なり、又今世女童の戯物ヲ手鞠と云物なり、是を種

々の糸しく繩を、奴布と云ぜしく、加賀留と云ふも、本い次の加清て、糸が掛るなり、今の火い軻遇突智神なり有、初し如思ふれど、實い天地の不成以前なり、火と水い有し物なるべし、又物とい、葦牙を指て云なり、又生字い、成と云ふ通ハせて書れしなり、此い天地の初なれば、成と云ふ生字い書れしなり、さて生ぜ是も云もて行べ、生字の意なり、

と、狀字い捨ざし、撰者の意ハ、于時天地之中を、トキニアメツチノナカニと訓、生一物を、ヒトツノモノナレリ、狀如葦牙ハ、カタチハアシカビノコトシと訓しめむとてくの事と聞えて、今本然訓て、のくてい意ハ違ハねど、責ハ此書格ハ、天地之中生一物漢籍の如、聞、惡きぞのくて、

と書れたきば、魚の如き物の水ふ浮るが、如此成しとも聞えて、又ハ飄蕩物の他ふ、此物葦牙なり成しとも聞えて

紛らいし、されば今ハ上の中の下ふ、尓と讀添へし、魚の狀しなる つつく按ふ、漂譬と云事心得ぞ、そいいのば、世界悉く漂しと云ふ、漂く在物ハ、地と成べき渥なれの水ふ浮居なる狀なりと、さて其漂ふ物を指て、なば悉く廣ばりなる魚と見ふさるこなり、其時ハ遊と云水ハ、何處ふか有けむ、又世界を然一ッふ爲なる魚を、なるべうなぞ思ハるこなり、物を、漂へる中ふなりし、又此葦牙も漂へる中ふなりなり、古事記ふハ如浮

肭多陀用弊流之時如葦牙因萌騰之物而となり、古事記傳三十四丁ふ、此物ハ葦牙なり、何處なり萌騰しぞと云ふ、彼虛空ふ漂蕩浮肭の如くなる物の中なり出たふなりとなり、此の一書ふを、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生

物狀、如葦牙、之抽出也、又の一書ふ、譬猶海上浮雲無所根、係、其中生一物、如葦牙之初生淫、中也、又の一書ふ、有物若葦牙、生於空中、などあるハ、皆飄蕩物の中より爲し狀なり、今按ふ、開闢之初、洲壤漂、天地之中一物生狀如葦牙、とありて、魚の譬い無きなりまた不し、事の差別の小なる文の續きにしたがれば、偽潤色事ふ爲なり、世々の博識者、漢籍讀をのミ主とせしなれば、是らめ差別ふ心付れざりしなり、是を按ベ、加茂大人と、本居翁と、世人の漢籍ふ恥りく、皇國の學問を疎ふせしと云れしを、尊むべくなむ、○便の訓、上一卷ふ云、り、○化爲ハ、奈利坐利と訓べし、此化い漢文ふて、生字の意なり、○神號、號ハ、美奈波と訓事、次々同ど、此事古事記傳一五十二丁ふ出、○國常立尊ハ、國能登古多知能美古登と訓て、訓を義も同傳三ふ常ハ底と通ひて、底豆知ふて、豆ハ聯、知ハ尊名なりと出、古事記曰、天地初發之時於高天原云、まく豆ハ聯、知ハ尊名なりと出、古事記曰、天地初發之時於高天原成神、名天御中主神、次高御産巣日神、次神産巣日、神、云云、如葦牙因萌騰之物而成神、名宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天常立、神、云云、上、件五柱神者、別天、神、次成神、名國之常立、神、と、あり、まく此、紀ハ地を主とせしれる故ふ、國常立、神の他ハ本文ふ書ぞ、一書共ふ記きれたり、又世の神道者と云、物、此神を世の初の神と思ひて、上も無き事ふ云りるを、古學開けて、上ふ引る古

事記の五柱、別天神顯坐て、其、説共破られふり、○注の
至貴、多布登幾幾波美と訓べし、貴い、同傳十七丁五ふ、
太ふ多の添りたるりと出、幾波美い、至を、今本字の
ふ訓るも
惡の
らば、万葉三、四十五丁長歌ふ、天雲乃、曾久敝能極、四十五丁ふ、
天雲乃、遠隔乃極十九丁七ふ、天雲能、曾伎敝能伎波美、
九三十三丁ふ、天雲乃、退部乃限たるど云て、縱ふも横ふも終
を云、言たり、○曰尊曰命、曰い、加久と訓、尊と命い音ふ
て讀べし、○自餘い、保加○並い、登母尓と訓、○下皆倣
之い、神、名人、名ふ附て尊と命い、皆是ふ倣て訓と
の事たり、○次い、古事記傳三ふ、都藝い都具と云、用言

の、體言ふ爲るみり、都具い都豆久と本同言られば、都
藝と都豆伎と云、ふ同、其ふ縱横の別たり、縱い假令、父の後を子の嗣類たり、横い兄
比次ふ弟の生て類たり、されば今此るを初ふて、
次妹伊弉冊尊と成て次ふまぐ、皆同時ふして、指續き
次第ふ成坐る事、兄弟の次序の如し と出、○國狹土尊い、次、一書ふも如
此たりて、亦曰國狹立尊と成る事、次の一書二つも同、
古事記ふい、此、神此ふい無て、大山津見、神野槌、神因山
野持分而生神の中ふ、天狹土神、國狹土、神二柱坐り、此
い異たる傳、たり、それ名、義も、天地の初の時ふ曰名、義
同傳五ふ坂の本名を狹と云、豆知又狹立の縁無れば、同記の方を正しき
立も、國常立、尊の下ふ云、ると同と成り、○豐
斟野尊、古事記ふい豐雲野神とあり、御名、義、同傳三ふ

久牟と云、物の凝集なる意なり、雲と通ふ、雲の出、
意なり、又豊と云、物の多く足ひ饒なる意なりと
○凡三神、凡字を此に書れて、三神を指て、須倍豆と讀
との事なるべし、共、此は總る意なれ非ど、須倍豆と
ふなる事なれば、此三神は、上ふ古事記傳を引る如く、
兄弟ふ同じく、指續き成坐れど、又兄弟と云ふもならず
を、全く一御代一御代の如く、古能と訓べし、次の凡八
なるべ、須倍豆と云ぶし、
神も同じく三神は、美彼志良能神と、柱と云事を添て
讀べし、その神、又人を幾人と云ふ、幾柱と云事、古事記
同傳三ふ柱は數多并立る物なるを故ふ、桙皇子等なども、
出、此紀ふは三神二神九神、又は三子又は幾王な
どく有て、柱と云事は無れども、必讀添る事、此言
下皆同○乾道云云、は下ふも、凡八神矣、乾坤之道相參

而、化所以成此男女とあれば、漢國ふ云る陰陽相參て、
男女又男を生りとの事なるべ、なれども、此陰陽乾坤な
どは、其處の文ふ依て、日月又は男女などふ當て書れ
たる事ふて、皇國ふは、ふの事曾て無事なり、古事記
十二丁ふ、是らも撰者の意もて、新ふ加られたるさの傳一の
しら文なり、其故は、皇國ふ無事ふて、
其古、言無れば、古の傳、説ふなりなる事明らけし、云云、
此神等を、乾坤の道ふ依て成坐る狀ふ書れたるは、甚
く實の意ふ背りとなり、又三のサヤ今は古事記ふ、獨
ヤ丁ふも云れしを合せ見るべし、
神成坐而とあるふ依て、乾道獨化所以を、比登利神成
坐豆と訓て、乾道二字は捨べし、次文は獨と云字無れ
べ、成此純男は、今本コノヲトコノカギリヲトナセリと訓
万葉略解六の四十五可ふヒタヲノカ
し、乾坤の字は取用う

○日本書紀訓考二卷

ギリと訓るを、男字に依て訓るを、意は聞もれど、此の文の叶りなば、御世能限坐氣利と訓べし、されば三神一御代宛を申さるり、さて御とは凡て美称て云言、御國、御衣、御食なども、古言に甚多し、又世とは、國初りしより見る處を云、るの、轉て人命の有る限を云、意は吉なり、其は世中と云は、吉事なと在を云、其中に軍事などの禍事有るは、禍津日神の人命の在間を世と云も、吉事生坐さるより、後の事なり、其中に病起り、又種々の禍事出来るも、禍津日神處得てる故と終るものなり、

を事ふり、中昔の物語文に、世心付ると有るを、世中の事に心付ると云事なれども、先は交合なさむ年頃を云、るなり、是て心得べし、又限とは、祝詞考に、果と云、遠き限を譬と云れ、古事記上に、天狹霧神、國狹霧神と有る注を、同傳五に、佐疑理は、堺と同、堺は坂の合所なれば、即坂の限なりと有り、通證二の五丁に、なるのりと云、如しと有るは、よく、

今按に、處切に、祝詞考に云、る果を云、なり、處を加と云は例多し、坂在所住處なり、下九、巻新羅王言なども是なり、下二、巻彦火々出見尊の御歌に、樂能據爲海乎と有り、鄧駅母と詠せ給へるを、世の限の意なりと、契沖云、り、さて此文は、古事記に隱身とある に當れり、

一書曰。天地初判。一物在於虛中。狀貌難言。其中自有化生之

○日本書紀訓考二巻

神號國常立尊亦曰國底立尊
次國狹槌尊亦曰國狹立尊次
豐國主尊亦曰豐組野尊亦曰
豐香節野尊亦曰浮經野豐買
尊亦曰豐國野尊亦曰豐齧野
尊葉木國野尊亦曰見野
云播舉矩爾
一書曰八髻華山蔭ふ凡そ一書曰とあるは、先本書を、
中ふ正き傳、とゝ、主と舉そ、さゝ其ふ異なる傳、共の

中ふも、棄難きを皆別ふ舉られたるもの、さゝ其
ハ原ハ皆細注ふりしとおゝ、類聚國史ふハ、一
書ハ皆細注ふくなほあり、但し其も今の本共ハ、多く
く、本文ふしく書たるを、稀ふハ細書ふしく
る本とあるぞ、古本のまゝなるべき、其故ハ、同書第四
巻、伊勢大神宮、部ふ、一書ハ文を舉られたるふ、神代下、
注曰、とあり、注曰、とハ、細書の由と聞えたり、然るを今
の神代巻諸本、一書を一字低て、本書と等く大字ふ書
るを、後人の志りさゝかゝるを、類聚國史も、今大字
代巻の本ふ倣て、又後の本ハ、後の神
人のしるさゝるべし、大凡一書を大書ふしたるハ、ロ
決本なるどや始なるむ、釋ふ、注文一書云之處、多引古事

記、文とある注、文となる、細注の由なれば、彼、項まぐの本に、猶一書に細書みぞ有りける、又四、巻五、巻等に、一書云、として、なる文に、皆細書なり、其他御世々々の御巻に多く、一云、本云、或本云、別本云、などあるも、皆一書云、云ふ、何も皆細注なるを以るも、神代、を云ふと同事なるに、巻の一書曰、と、原然りけむ事を志るべし（近くは松下氏が評閲本、又尾張、河村氏が、集解本などに、一書をば、細書ふしなるに、古きに隨へるなるべし、教、子なる上田、百樹が云く、凡て訓注、本書みに、各其、下に細書にせるに、一書の訓注に、皆其、終に、一所に集て書續けて、大字に書て、凡て一書共の内に、細注に一と有事なきに、是、一書に原、皆こゞ細注なりしが故なり、然るを一書の

訓注も、本書の如く細注にして、各其、所に書る本もなるに、又後、人の本書に倣て、改たるなりと云る、信に、事なり、又同人云、一書曰の曰、字、神武天皇より以來の巻々にあるに、皆云、字なれば、是も後に大字に改たる時に、云を曰に改てなるべしと云る、是も又然るべし、件の如くあれば、凡て一書を、本書と等く大字になるに、決く後の事にあるまじき、思に是、靈ぢに、神の御心にぞなるむ、甚愛くおもしろき事なり、其、故に、古傳説の主となる事に、凡て本書なりも、多く一書に見えたるを、其、細注にしてなるむに、なのぞ口惜うる

ごきふ、今本書と等閑状ふなれる故ふ、讀人の重く思ふ心、細注なるこゝとなられバなりとなり、さて今古きふ依て、細書こゝなるせしなり、今按ふ、阿流麻多布能美と訓べし、下或曰亦曰皆同、此一書共ハ上九ふ云、ごゝ如く、此紀撰る項ハ數本有しを、其を取合せて本書を記し、又一書共も實、傳なれバ、細書とあしてを舉られしなり、こゝ皆書名を標らるべ閑を、略れたり、却て末巻ふ至て、こゝ、其取用ふ書名を標られたり、日本舊記、又伊岐連博德書ふ、どなり、然れなも末巻ふ取用あられし書ハ、小墾田宮なり以前ハなのりしふや、○初判ハ、波自米能時と訓べし、判字ハ、字彙ふ剖也となれバ、本書ふ、未剖と書れし如く、天地の初ハ

剖しものと思ひて、取られしなるべし、さて此下ふ、時字無こゝハ聞え閑、無キハ後ふ脫せしなるべし、下の一書共ふハ、皆時字なり、さて撰者ハ、ハジメテワカルヽトキと訓しめむ事なるべけれど、今ハ古書の例ふ依て、上の如く訓べし、古事記ふ、天地初發之時万葉二丁ふ、天地之初時之、十卅二丁ふ、乾坤之初時從などなり、○虛中ハ、於保曾良と訓べし、於保とハ上代ふハ物を称て、大然ハ云ど、此ハ然ふハなり、古言ふおゝしくおゝなる、おゝなるを、おゝらたなど云る於保ふて、明らなる意。曾良ハ、古事記傳十七ふ、天と地との間ふあるとなり、常ふハ天と空と通ハせて云、ハ、空も天方なれバなり、下二巻十五丁ふ、虛天を曾良、廿九巻三十一丁ふ、有虹當于天中央の天も、曾良と訓り、下五巻八丁六巻八丁十二巻七丁ふ、大虛、十九巻七丁ふ、雲際

ちどを曾良と訓り、十四巻十二丁ゐ、虚空と云人名なり、万葉十廿四丁ゐ、
従蒼天往来吾等須良汝故、云云、名義は曾は、そらゝそ
ゝるちどの曾ゐゝ、進上る意なり、曾々流と云事は、古事記傳、又守部山彦
冊紙ゐも出たるを、訓考十、良は、原皿平頻ちど、物の平
巻四十八丁ゐ委く云べし、
らゝのゐる事ゐ云と思つど、意は思ひ得ず、同十五巻五十二丁ゐ、又
云べし、○物とは、何ゐまれ指ず云言、此は本書ゐ見えと
る葦牙を指て云、髣髴、山蔭四丁ゐ、此の物は、天と地と分
れぞしく、一ゐ混て、始て生るを云へるなりと、きく
此上の一は捨べし、○狀貌難言、狀貌は、常ゐ二字ゐ
ども、其加多知と訓べし、加多知と訓
加多知は、形と云ゐ知の添りたる

言なり、下訓考七、巻廿九丁ゐ委く云へし、さて本書ゐ是を、
譬猶游魚之浮水也と出髣髴、山蔭ゐ、是は漢文あり、古、言あゝば、たゞ魚とうそ云べ
るれ、そゝるを處ゐ、いのそゝろ云む、凡さ
紀中訓點と古言多れども、字ゐをぞりて訓たる故
ゐ、其續き趣は、大方古語ゐ非ず、猶漢籍讀の狀ゐて、皆
此、開闢游魚の訓の類なり、餘は准て悟べし、らは訓の
心得の爲ゐ驚し置なりと、下、一書ゐ、猶浮膏、又譬猶海上浮雲無
所根係、又如葦牙、ちど云古事記ゐも、如浮脂而、云云、如
葦牙、因萌騰物と云、るゐ、皆其物ゐ非ざれども、其時の狀は、
めくや有けむとて、推量ゐ云る事なり、然るゐ此ゐ狀
貌難言とあるぞ、天地とりの初、代傳たるべし、○其中
とは、上ゐ云、るゐ如し、此は言難き貌の中ゐ云事ゐ

り、○自ハ、於能豆加良と訓べし、古事記傳八二丁廿三四十九丁ヨ、ちい共ヨ、本ちりと云むしの如しとなり、古事記、上石屋戸段ヨ、自我勝、又天原自闇、下二巻十九丁ヨ、妾身自當火難、同廿二丁兄火闌降命、自有海幸、弟彦火々出見尊、自有山幸、同廿三丁卽自然有可怜小汀、十九巻二丁ヨ、投化の初ハ、違ちり、ちいなり、和多利幾尓氣利と訓む べし、万葉十三五丁ヨ、山邊乃、五十師乃御井者、自然成錦乎、張流山可母と、皆此意なり、○化、○之ハ捨て、○亦曰ハ、髻華、山蔭ヨ、凡紀中ヨ、亦曰亦云又曰亦名亦號なりと、何るハ、異說ヨ、同傳說の内の、亦能美奈波と訓べし、凡そ古、ハ、名ハ二ツも三ツもあり、古事記ヨも是彼見え、下

二巻ヨ、下照姫、亦名高姫、亦名稚國玉とある如し、○國底立尊ハ、上十九丁ヨ云、る如し、神名帳ヨ、遠江、國敷知、郡曾古乃御立、神社となるハ、此、神ゝ別神かと、古事記傳三ヨ出、○國狹立尊と、同傳五ヨ狹ハ、狹槌の狹ヨ、立ハ、常立の立ヨ同じと出、○豐國主尊ハ、本書に豐斟野尊の亦、御名あり、是も同傳三ヨ國ハ、斟野、雲野と合を思へば、久毛尓、久牟尓の約なるヨ、其尓ハ、渥土黄の黄と同じく、彼、野涼と通ふ言なるべし、主ハ、ハ添へて尊りて名なりと出、○豐組野尊も、同傳三ヨ組ハ、久毛、久牟出、○豐香節野尊も、同傳三ヨ節ハ、比なりどと通ふ、比ハ、久比と通ば、香節ハ、次の豐買尊の買ヨ同、きく加比ハ、久比と通ひ、久比ハ久美と通つ、きれば上の豐組野ヨ同と出、○浮經野豐買尊を、同傳三ヨと云る物の、空中ヨ浮ハ下、一書ヨ、猶浮齎浮

漂へる意、又ハ後世の歌ヨ、泥を宇岐と云へバ、其意ヨく
も有べし、經ハ、舍ヨく、彼物の中ヨ、地と成べき物の舍
まりたる由なり、買ハ、上 出、○豐國野尊、豐齧野尊も、同
い云へる組と通へり、
傳三ヨ、國野ハ、國主ヨ同、又齧ハ、加比、久美な 出、○葉木
國野尊も、同傳三ヨ 葉木ハ富と約り、舍まる意なり、舍
まるとも云、りと 出、○見野尊も、同傳三ヨ見ハ御とあり、然書
下を書る者の誤なり、さく組野の略り 出、○葉木國ハ、皆
なるべ、又御野ヨくとなるべしと
訓ヨ讀なるヨ、注なるも、木を
幾と訓む歟なるの事故なり、

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。于時。國中生物狀。如葦牙之抽出也。因此有化生之神號可美葦牙彦舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。可美此云于麻時。

國稚、古事記ヨも然なり、稚ハ、和加久と訓べし、同傳三
ヨ、和加志とハ凡く物の未成幼なるを云、此、紀ヨ幼字を
も訓、中昔の物語書などヨも、人の幼稚きを 出、此、紀
云へる事多く、万葉ヨ、三日月を若月とも書りと 出、此、紀
字なも訓り、もと万葉の若月ハ、同略解ヨ、月の形の未
滿惻ハきなる意をいく、若くふ字をバ書るなりとあり、
万葉五四十丁ヨ、和可家礼婆、道行之良士、末比波世武、之
多敝乃使於比豆登保良世、是ハ上の長歌を考へるヨ、十
歳ヨ滿きると見ゆ、もれバ

負く通らせとなり、十七、廿三丁　長歌ふ、伊母毛、勢母、和可伎兒等毛、波、乎知許知余、佐和吉奈久良年、云云などゝなり、此歌の伊母毛勢母と云つゝ、心得ぎれど、和可伎兒等毛は、如稚と見えとるれ、佐和吉奈久良年とゝなるゝ、ゝ、ゝ、なり、きゝ國は伊弉諾伊弉冊尊の生坐つれど、地と云は天成りて、後此皇國となりきゝ　有し物なれば、國稚は、次の地稚之ふ對、て書れしなり、○地稚之、地は古事記傳三ふ、國地は、伊弉諾伊弉冊尊の始、成給つれば、此時ふは未然物は無を、ゝく云へる成る後名を借て、其始の狀を談れるなりとなり、國上ふ云へる如きゝ、此は淫ふらて然る事なれ、地は、て有しを云へるなり、○譬は、多登閇婆と訓ざし、多登閇豆伊波婆と云を略ける言なり、きゝ古、言ふ物を称て多々閇と云、と同言なりむと古事記傳廿三ふ出て、多多閇と云言、意は、水の満なるを、多々閇多利と云と同ゝゝゝ言を致し極め、満足はしゝ、稱賛意ふやなりむ推古御巻ふ、称をタトヘテ、天武御巻ふ、謚をタトヘナヅケテとなりと出、是ふ依て考るふ、常云、多登閇は、物を称る事ふはなりぎれども、他事を引ゝそつゝ云、バ、本は称る事ふはミ云へるが、轉て、如此常云事ふを云へるなほべし、宇鏡ふ、儻太止比と云へるは、處を云へるなり、竹取物語倉持御子、蓬萊ふ行給ふ處ふ、山は限なゝ面白し、世ふたゝふべきふなりしるど、伊勢物語八段ふ、冨士山を、其山を此ふたゝゝば、比叡山を廿計重ね上たゝむなどし

てなどゐるい称る心をゝゐり、○如浮膏而、古事記ゐ
を如浮脂而とゐり、同傳三ゐ浮膏い、宇幾阿夫良と訓
べし、浮草浮雲なども云、類の名ゐゝ、物の膏と出、膏ハ、和
名抄肌肉類ゐ、脂膏和名阿夫良、又燈火具油、四聲字苑云、迮
麻取脂也、和名阿夫良古事記下朝倉宮御段ゐ、宇伎志阿夫
良と詠り、是い實の脂ゐいゐゝ、槻の葉に盞ゐ浮べ
るなり、まゝ職貧令主油司下ゐ、膏油、義解ゐ、
謂肉脂爲膏自餘爲油とゐり同傳三ゐ、是い天地の成る初を云、ゐゐ
て、先其初ゐ、此物の一叢生出るなり其物も、膏の如
ゐいゐと出、○干時い、曾能と訓、○國い捨て、○生物狀、
狀い、加多知波と訓べし、古事記ゐい此文なり、ゐゐ浮膏の物の

中ゐ、漸々形體の顕れしを云なり、○如葦牙之抽出也、
抽出い、毛曳以豆流と訓べし、是を今本ヌケイヅと訓
非なり、こい葦などの地上へ萌出るを、抽て出る是い
故ゐ、義訓ゐ書れしなり、ゐゐ書體紀中ゐ多し、
古事記ゐ、因萌騰物而とゐるゐ同万葉十八丁ゐ、春楊者、
目出來鴨、此書きまゐ同、又此河楊波毛曳介家留可聞、八四十
丁ゐ、石激垂見之上乃左和良妣乃毛要出春介成來鴨
などゐり又和名抄麹類菓ゐ、菓和名與祢乃毛夜志とゐ
るを、米の萌なを云なり、毛曳の曳を延ゝ夜須と云、其須を志ゐ通ハせゝ云、ゐい仰
ゝゐ言なり、○化○之い捨べし、○可美葦牙彦舅尊ハ、此と
次、注と、古事記ゐ、宇麻志阿斯訶備比古遲神とゐゐゐ

どふ見えたり、御名義同傳三ふ于麻時い、何あそも美物の靈異あるを云く、産靈の毘と同く、出髻華山蔭ふ、古い子あり、又尼い尊く云、称號なりと

此尊い古事記ふ依ふ天神なり、然るふ此一書ふも、天れさるふ、此神を舉られふ生坐る神等をぐ畧なるいりるふと云ふ、此神い天神なるべし、地くり萌騰物ふ依りて、生坐れバなりとあり、

一書曰、天地混成之時、始有神焉號可美葦牙彦舅尊、次國底立尊、彦舅尊、次國底立尊、彦舅尊、此云比古尼、

混い、今本マロカレと訓れど、そい圓き物を云事ふく、非なり、下せ五卷十六丁ふ、昔在天皇等、世混齊天、下而、古事記上、八十神、八十柔神を殺さむとして給ふ處ふ、以火燒似猪大石而轉落、催馬樂、下ふ、左加利天祢太礼止毛、万呂比安比介利、源氏、物語末摘花、卷ふ、太鼓を きくに、高欄の許ふもたれば、しるせくに、同撫、卷ふ、まろぶれ なほ、こひ髪引つくろひ、云云なども、皆圓きを云、なり、されバマロカレくに、天地の出來くの、後ろい云、ざき事なれども、天地の牟良加礼と訓べし、○之い捨初ふい云ざき事なり、

○始、此い波都尓と云ふ同、下三卷十八丁ふ、始馭天下之天皇曰神日本磐余彦火々出見天皇、古事記、中水垣宮御段ふ、謂所知初國之御眞木天皇也、なりどかろ初ふ同、さて此文い、次出給ひしる神、世の初の神と云事なるべ りれども、此以前ふ、古事記ふ天御中主神、高御産巣日神、神産巣日神、三柱

坐り、是れ上一書の下に髻華山蔭を引るが如し、○有れ、成坐流と訓く、○人い同書に漢文の潤色なり、此神等に人と云べきに非らず、捨べし、

一書曰、天地初判始有俱生之神號國常立尊、次國狹槌尊、又曰高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇産靈尊、次神皇産靈尊、此云美武須毘、

初判は、上、廿四丁○初と上一書の下に出、○有俱生之、有

生を、成坐流と訓く、俱と之い捨べし、俱い、今本トモニと訓れども、凡そ登毛と云は、二神も三柱と並坐時に云るなり、然るを此に二柱神を舉られれども、國狹槌尊の上に次と云、字なりなり、本書又他一書、若同くく、登母と云、言叶い也、此字いいこのなる意なり、書れけむ、甚く物害なる字なり、そい是を後世に、グシヤウジムと字音に讀て、たゞに國常立尊の亦、御名とそなる、引る本見ゆ、こゝ上、一書に化生之神と書るをも思りざる、甚く上代をえ事なり、なるも、是に依て說をなれ事なり、今按に、此俱字い、天地と俱に と云、撰者の意なるべし、共、此、俱字の置所あるべきなり、○高天原は、多加麻能波良と訓事、下皆同、此事同傳三に此名い天に語る辞を、此國に語る時の秋なり、故に天に語る時は、なゞ天原と云なり、き、高と云い、天又空を云と同意、原い平らと、なるを云なりと、

出○天御中主尊、古事記に、天地初發之時、於高天原成神名天之御中主、神と云り、御名義、

同傳三ニ御中ハ眞中ト云ムガ如ク、御ハ尊ム言、主ハ大人ト云フト同言ニテ、天ノ眞中ニ坐々テ、世中ノ宇斯ナル神、出、○曰ハ漢文ナリ申須ト訓ベシ、○高皇産靈尊、神皇産靈尊、皇産靈ハ訓、注ノリ、古事記ニ曰ク、高御産巣日神、神産巣日、神トナリ、御名義、同傳三ニ高モ神モ称名ナリ、産ハ生ニテ、男子女子、又苔ノ牟須ナドモ云、牟須ナルヲ比ト云、日、神ト云、日モ、靈異ニ坐ス故ニ申ナリ、又神皇ハ訓注ニ依ニ、加美ヤト申ベキヲ、古ヘ言ニ然申事ノ多ニテ、ハ、古、言ニ同音ニ二ツ重ルヲバ約テ、一ツニ云、例是彼トナレバ、是モ神皇ト美ノ言重ル故ニ、多ク約テ申シ傚ル、ベシト、出テ、猶此神等ノ他ニ産靈ト申御名ノナルベシト、神ハ、火産靈、和久産靈、正留産日、生産日、足産日、角凝魂ナドアリ、サテ世中ニ有リト在事ハ、此天地ヲ初メテ、萬物モ事業モ、悉ニ此二柱ノ産靈、大御神ノ産靈ニ資テ、生出ルモノナリ、サレバ世ニ神ハ〳〵多ニ坐ドモ、此神ハ殊ニ尊ク坐々テ、産靈ノ御德申モ更ナレバ、在ガ中ニ仰奉ルベク、崇奉ルベキ神ニ坐ケルトアリ、

神名帳ニ、神祇官ニ坐御巫祭神八座並大月次新嘗の首ニ、神産日、神、高御産日、神トアリ、此八座、神ヲ祭給フ事ハ、橿原宮、御世ヨリ初リテ、古語拾遺ニ見モ、此他ニモ此神ヲ祭ル社ハ、神名帳ニ、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日、神社、大月次新嘗大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社、十市郡目原坐高御竈、神社二座、大月次新嘗對馬國下

縣郡高御魂神社、名神大山城國風土記に、久世郡水渡社、
名天照高弥牟須比命、和多都弥豐玉比賣命、神名帳に水渡神
社三座と有り、三代實録十二に、大和國神皇産靈神なども見ゆ、
さて此二柱神、古事記に此處彼處に見え給ひしを
共、此紀にも、神代巻上下、又三巻十五巻などに見えし
に、高皇産靈尊一柱にて、神皇産靈尊い見え坐ず、髣髴
山蔭に、此高天原に生る三柱神は、最初なるに、是に
も國常立尊とり先挙て、さて又曰と更て、此三神をば
挙られてるを以ても、本書に、殊更に略れたる事を
まぶべし、又餘の一書共の傳、にも、本の初、に此三神
有けむを、何れも皆此紀に略れたるものと見

えたり下巻に至て一書共にも、或は天神と云、或は高
皇産靈尊の御事を、多く云たるを思へば、何の一書にも、
本の初、に此三神有けむ事あらはれたり、さて本書にも、
一書共にも、此三神を皆略れたれ共、ひとぶるに挙ざ
らむも、さればのみにこそ、只此一書本書
にのみ挙られたりとも、それゆゑのみにあれ、
又餘の一書共に、是を略れたるは、返々もそれぬ事に
ぞ有、さて古事記傳に云れし如く、此三柱、
神は、世界の初の神にて坐べ、皇國のみにあらず、西洋人の
云る五大洲の人も、物も、此三神の産靈に依て生出る
ものなり、それは古事記に、天地初發之時、云云成神名云
云と有る天地は、皇國のみに非ず、五大洲も此中に篭
て有ぞかし、されば五大洲の人も、此三神を齋祭べき

事なり、然るを五大洲の外、國人、世界の初の神の傳、皇國ゐ有事えまちどるは、悲むべき事なり、なれを、五大洲ゐ弘めまゐしき事なり、

一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲、無所根係、其中生一物、知葦牙之初生涅中也、便化爲人、號國常立尊、

未生之は、天と生物も、地ゐ生べき物をなしと云く次ゐ譬を舉なり、○猶海上浮雲、無所根係、海上は、宇奈原と訓べし、古事記傳七ゐ、波清音なりとなり、万葉五廿五丁卅一十四廿五丁、宇奈波良となり、こは字の如く海の上を云なり、猶下訓考三卷ゐ云べし、又浮雲の雲は今本雪とあれど雪と云ては聞えず、加茂大人の書入し本まに、雲の誤とせられたり是ゐ依て今改む、此物古書ゐ見えね共、然云物、上代ゐも今世ゐもなる物あり、源氏物語葵巻、頭中將歌ゐ、雨となりぬる空の浮雲を、何の方とてきく詠めむ、同松風巻、同人歌ゐ、浮雲ゐ去りしまゐのひし月影の、云云、和名抄子類ゐ、爾雅云仍孫之子、爲雲孫、言輕遠如浮雲、今按八代孫也なりとなり、

奈流の奈は、介阿の約なり、きく根は捨べし、今按ゐ係の下ゐ、也ゐ矢字なるべし、きく撰者は、ウキクモノネノカルトコロナキガコトシと、讀しらむ、きくの事なるべくれと、浮雲を云べ、根の字は無くもよけむ、此浮雲は、何處ゐくを空ゐ係く、著む處なきを云なれば、海上と無くなるまゐし此譬

い、本書の游魚と同、○一ハ捨て、○初生ハ、他ハ毛曳曽米と訓たり、此ハ皆正字と見めれハ、於比曽米多流賀と米とも、又奈利曽訓べし、生ハ、物ゞ自然出るを、言意ハ思ひ得ず、渥ハ下卅八ハ云べし、抑此物ハ、浮雲の如き物の中ハ、生し物を指て、葦の如き物生初しと云事なり、○便ハ、字のまゝハ讀ハ、漢籍讀なり、是尒依豆と訓せし、上一書ハ、生物状如葦牙之抽出也、因此云云とあり、○化爲ハ、成坐流、○人ハ、上ハ神人と因る、神字を略れしなり、髻華山蔭ハ、神字脱たるなり、人とのミハ書べきハなり、加美と訓べし、

一書曰、天地初判。有物若葦牙生於空中、因此化神號天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。又有物若浮膏生於空中、因此化神號國常立尊、

此一書の文ハ、皆上ハ出られ、其處々を見るに、此中二の有ハ捨べし、ゝ天常立尊ハ、古事記ハ見えず、上ハ引り、御名義ハ國常立尊ハ同く天ハ坐々し神なる故ハ、天ゝハ申なり、髻華山蔭ハ、一書共ハ、天ハ生

坐る神等をゝ畏れたるゝ、此神を舉らんたるゝいとの
ゝと云ふ、此神天神をのゝ、地より崩騰物ゝ依りて、生坐
れゝたりとなり、又國常立尊も、葦牙ゝ依りて生坐しゝ
若浮膏なる物ゝ因りて、成坐しゝ誤りなり、此浮膏の中と
り、葦牙の如き物ゝ生るなり、髻華山蔭ゝ、もうく云松
下氏ゞ、又字の下ゝ日字を脫せる、のと云へる、非事な
りと、

次有神。渥土煑尊。渥土、此云干昧尼沙

土煑尊。沙土、此云須毗尼、亦曰渥土根尊。沙土根尊。

次有神。大戸之道尊。一云大戸之邊。大苫邊尊。亦曰大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。亦曰大冨道尊。大冨邊尊。次有神。面足尊。惶根尊。亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾忌檀城尊。亦曰青檀根尊。亦曰吾屋檀

城尊。次有神。伊弉諾尊。伊弉冉尊。

一書曰。此二神。青櫃城根尊之子也

次とは、上、本書ふ、成此純男とある次なり、○有神は、上、一書ふ、有化生之神、號、又俱生之神、號、などある文を略れしなり、上、此、一書格なり、一處○渥土煑尊、沙土煑尊、古事記ふは、宇比地邇神、次妹須比地邇神とあり、御名義、同傳三ふ加茂大人、説ふ、宇は浮、須は沈ふる、毘泥は渥なり、又本居翁、説は、宇は泥なり、後世の歌ふ、泥を宇伎と云、る事なり、須は土の水と分れるを云、されば渥土とは、彼如浮膏物の、潮と土と未分れざるを云、即泥なり、又沙土とは、其潮と土と漸分れるを云、沙は、和名抄ふ、須奈古と訓る物、煑は沼なりと出、土は、和名抄塵土ふ、泥和名比知利古比知、伝古土、和水也、祈年祭、祝詞ふ、向股尓泥畫寄氐などなり、同考ふ、比知利古の利は、尓と通ふとなれば、此尓は又能と通へば、泥能古ろ、尓は、土ふくは有べうちぼ、訓考せ七、巻ふ云べし、此、古を略て、比知とのみを云、字鏡ふ、煑、塵也、波比、又知利比治、古今集、序ふ、高き山を、麓のちりひぢなりとて、云云、をく古事記ふは、沙土煑尊の次ふ次妹とあるを、次々伊弉冉尊、皆同ド、此、紀ふは其文無て、下注ふ、凡此八神、矣、云云、成此男女と云、一書ふは、男女耦

成之神、先有渥土煑尊、沙土煑尊、とあるを合せ思へば、渥土煑尊、大戸之道尊、面足尊は男神、沙土煑尊、大戸之邊尊、惶根尊は女神(伊弉冉尊)と伊弉尊とを論ずるなり、ゆゑに坐り、然るに古事記傳三に云れしごとく、此時は嫁の道の事なるべし、○泥土根尊、沙土根尊とあるは二の根の義は、古事記傳三に根は男を女を尊む称なり、名足の出、根と伝へ、古事記に日子根、那泥伊呂祢、宿祢、などは、其他の事多くあり、○此次に、古事記には角杙神、活杙神の一御代坐り、此紀には、其一御代は無く、次一書に上に同じ、狭槌尊の一御代坐り、○大戸之道尊、古事記には意富斗能地神とあり、御名義、同傳三に大は称、名なり、戸は處道は、彦舅比

遲は出れば大も道と、称、名と尊名なるべく、戸は、上の渥同じと出れば御名なれば、其義分ち得ず、土煑沙土煑とあるは御名は、世の始、土と水と和なるは、泥字の意、此の二柱は、地と成べき物の凝成て、處と成る由の御名なるべく、其は男女の尊名を附たるなり、渥土煑尊、沙土煑尊の御名は、男女の分あり、此は云れしは、此大戸之道尊、大戸之邊尊より、男女の狀なる御名なるを、云れしなり、○一云大戸之邊は、上の大戸之道尊、下は、本文なるべく有しなるべし、髻華山蔭は、此細注此は誤なる、一水は、次なる大苦邊尊の下なるぞよき、と云れしは、思ひ誤られしなり、古事記には、意富斗能地神、次妹大斗能辨神とあるは、大は、意富二字を誤れるなるべしと、同傳三は云れたり、此の二柱の神の書體、大戸之道と、大戸之邊と對、を、同き體

ふくもあるべし、きく一云(アルフミニ)に大苫邊尊の上に有りて、大戸之邊尊を一云(アルフミニ)に、大苫邊と有りしとの事なく、細書なりけむ、然るに本文の大戸之邊を、此の上に誤りて加へ細書になし、次の細書なりけむ大苫邊を、終に本文に誤加へしものなるべし、きく尊を置替しも、又は此段皆尊字あれば、脫せしにを有べし、されば此を本文と改めなく次書に大苫邊尊をば、細書とすべき事なり、磐萃山蔭にも、已が考の如くなれど、誤なる事を悟られざりき、御名義、古事記傳三に邊は男神の遲に對へて、女を尊む稱なり、下に出、戸邊は女なれどと云れに何戸邊と云系皆同じと出たれど、男にも云事、訓考十六、巻五十七に、二の之は辭なりとなり、○亦曰は、上

此一云の連なるべし、○大苫邊尊(オホトマベノミコト)、大戸摩彦尊(オホトマヒコノミコト)、大戸摩姫尊(オホトマヒメノミコト)は古事記の別段に、大戸惑子神(オホトマトヒコ)、大戸惑女神(オホトマトヒメ)の御名に傳の、乱つるなりと、同傳三に出、この大戸之と、大苫、大戸摩は音甚近ければ、撰者の誤なるべし、此此三の名、義、同傳五に大は称名、苫は古事記に登麻理と云、是は登袁麻理(ヲマリ)と云、山のたをり低き處を云、登袁を約て登と云、麻理の理を畧けりとなり、此は其處を畧けるなり、又姫の比は彦の比に同じく、靈毘なる由の称、美米は女なる、女の通称なり出、神名帳に、阿波國名方郡意冨門麻比賣神社三代實錄に、天香山大麻(オホ)なり、○大冨道尊(オホトムナノミコト)、大冨邊尊(オホトムベノミコト)は、古事記等に知神と云も傳三に冨は登年と訓べし、此年は能の轉なる出、○面足尊(オモタルノミコト)は、古事記に、於母陀流神(オモタルカミ)となり、御名、義、同傳三に

面足の字の如し、万葉二ハ、天地日月與共、滿將行、神乃御面跡、云云九ハ、望月之、滿有面輪二、云云とありて、面の足を云ハ、不足處なく、具調つるを云ふと

出て、神名帳ハ、神祇官坐御巫祭八神中ハ、足産日神と申て、此神なるべしとあり、○

惶根尊ハ、古事記ハ、阿夜訶志古泥神となり、御名義、同傳三ハ惶ハ恐る意なり、云云、根ハ尊称なり、此御名ミ樔ハるし意以て、負せ奉りしなりと出、○吾屋惶根尊、吾忌檀城尊、青檀城根尊、吾屋檀城尊、此御名共の義、同傳三ハ、阿屋ハ歎く歎聲ハ、夜阿、阿ヤ、阿夜余、波夜、阿奈、阿波礼なり、次の吾忌、青ハ此、阿夜の通つるなり、檀ハ借字、城と合せて、上の惶の古と同く、出て、阿忌の吾、今本ハなし、類檀城根ハ惶根ハ同と

聚國史ハ、なりと云、るハ依て今加ふ、もて同神の御名、

通ふ言共の少づゝ違たるを、字いつのなれ、そゝぐゝしくもなれ、載られたるハ、古傳、説を遺さじゝる事ハて、甚かむろしき事なり、○伊弉諾尊、伊弉冊尊、古事記ハ、伊邪那岐神、伊邪那美神となり、髻華、山蔭ハ、是ぞ古の書格なりなど、古ゝ書ハ、書ハ、凡て神、名人、名地、名えりて、書れたる字ハ依ぞして、多くハ新ハ字を殊ハ物遠き書體なり、凡てこのゝ如く縮らハしき字共なるを、後世人ハ、事をも思りだ、たゞ此、紀ハの中ハ、此二大御神の諱字冊、字などハ、ミ耶馳て、古事記の如く書るをば、却て異やうなるそ思ひたるとなり、御名、義、同傳三ハ伊弉ハ誘訛と云て、誘ひ君、誘ひ女君なる事ハて、那比の比、又君の美を略き、女神ハ、女君を約れば美となれり、傳ハ此二神の遣命し給ひて、國土を産成りとして、互ハ誘ひ催し給つる意、又遣合し給りむとし給ふ時ハ交ハ伊弉汝と誘ひ給つる御言を以て、卽御名出て、ハ負せ奉りしなり、那ハ汝なるもなるべしと

諾宇ハ奴各反、吳音那久なる、久を幾ふ轉、冊ハ、今本共ふ多く冊と書、又冊とも再とも有れど、皆誤ふ、漢籍史記、管蔡世家ふ、武王が同母兄弟十人、中ふ、冊季載と有るを、正義ふ、冊作丹音奴甘反、或作耶音同と有り、髻華山蔭ふ、史記ハ古、なり世ふ普く見る書ふ、殊ふ是ハ人名なれば、由有とおぼしくぞ、取用あられ難むと有り、吳音那牟を、那美ふ轉用あられたるなり、と有るを依て改む、下皆同じ、同傳三ふ、伊弉と伝、例ハ古事記、中ふ、伊奢沙和氣神、伊邪能真若命、伊邪那本別命なども申ス御名、又伊邪河、又上ふ、去來之真名井なども地名に有り、又岐と美と對る例ハ、神漏岐神漏美、那岐と那美と偶へる例ハ、沫那藝神、沫那美神、頬那藝神、頬那美神、是なり、○古事記ふ神と有るを、此紀ふハ皆尊と有り、ハ同傳三丁ふ、命

と云言を添へて申せども、尊稱なりと有り、是ふ依て考るふ、古事記ふ、伊邪那岐、神伊邪那美、神と有るを、浮橋段より、ハ命と申せり、高御産巣日、神、神産巣日、神、二柱神ハ、命とも神とも有り、故神代と云、ハ、其世、人ハ皆神なれば、別ふ神と申さぬしく、尊と申せども尊む極なるべし、又同記、伊邪那岐、命、黄泉國より逃反坐る處ふ、告桃子云云、賜名號意富加牟都美命と有るハ、此時伊邪那岐、命御命助り給ひ故ふ桃子なれども、尊き命と宣給ひなり、又天照大御神ふ、汝命者所知高天原矣、月讀、命ふ、汝命者、云云須佐之男、命ふも、汝命者、云云是、皆汝神なハ詔ぜしく、汝命と

詔つるハ、是も崇言なる故なり、又石屋戸段ヨ天宇受賣白、
言益汝命而貴神坐なりつるハ、天照大御神ヨ對奉て言
言なる故ふ、大御神を汝命と申奉り、貴神とハ別なる
神なれば、命と申さば、今俗言ヨ、御前様ヨ益て、其貴人なりと云ひ知し、又段
ヨ、八百萬神となりて、其中ヨ、天照大神神を招禱奉し
神等ハ、皆命と申なり、其中ヨ思兼神、天手力男神ヨハ命
となり云傳へしまふやなりん、又御誓約段ヨ、天照大御神の例ヨて、古
御子孫の御子等をば、皆命と申、此紀も然他神の子ハ、皆神
と云へり、又天若日子妻、下照比賣命、歌ヨ、多迦比古泥能
加微曽也此紀ヨハ、能よ五字なし、と謠つるハ、御兄なる共、美古

登と云ぞ、是も天照大御神の御胤なるべ、美古登曽也
と結べく思ハ侮なり、此ヨ云、る下照比賣命ハ、亦名、高比賣命と申て、大穴牟遅
神の御女、天若日子が妻と成し後も、命このれば加美
となるハ、是も云倣しまを、
と申なり、美奠等と申ハ尊と書べし、此紀撰る時代ハ、此美奠等と
云、言を、常ヨ云倣しなるべし、万葉ヨ、
皇子命、父命、母命、妻命、妹命、なと、なり、なく上ヨ至貴曰
尊と書れしハ、字の意もまる事なれ共、言の意をも籠
なりと云べし、言、意ハ、下訓考五十八巻ヨ云べし、なく古事記
傳三十一ヨ、伊弉冉尊まで皆同時ヨして、指續次第ヨ
生坐る支兄弟の次序の如しとなりて、又四十九丁此ハ父
子相嗣如く、前の神の御代過て、次の神の御代と續ハ

るまいなるべし、上ふる如く云へる如く、此七代の神等は、追次ひゝく生坐て、伊弉諾伊弉冊尊まぐも、猶天地の初、なり猶其證は、浮橋段ふ見えたり、○此二神は、髣髴山蔭ふ、是は本書の上、文、伊弉冊尊の下ふ屬なる、細注ふゝく有しを、一云といはゝゝぐ、一書云と有しうゝ、他の一書の例ふ、別ふふゝ、大字ふせる、後人のあるべきなり、其故は、此二神とは、初ふ云出をる事、一書共ふ例なる格なり、此二神とは、何の神を指ゝゝら云む、云云、此一書曰は、猶上文の二柱神の下ふ屬し、細注ふゝく有べきを、誤て、別ふ大書ふせる事明らけし、次一書も同ゝなるは、他の一書を、原は細書なりしを、大書ふ後人ふせしと云事、上ふ云へり此は上を斷なりし故ふ、然云れなれども、他一書も、原の細書ふ返ると、此も同事ふゝ、今細書ふなせば、上ふ云れし疑いなき事なり、きゝ此二神とは、上本文の伊弉諾伊弉冊尊を指て申せる事なればこそ、其前の代の青檀城根尊之子也とは、注を待べしゝゝなる事なり、此二のは、次一書と合せゝ、說は甚異き說ふゝ、古傳へも覺えに、古好事の者の所爲なりゝゝむを、漢意ふ合へる故ふ、舉られたるふるべし、私記ふも、或說云是後代之見代々相嗣而假謂之生、未必事實也と云へり、伊弉諾伊弉冊尊なり先ふ子を生と云事、なるべくもあらば

一書曰。國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊、天萬尊生沫蕩尊、沫蕩尊生伊弉諾尊、沫蕩此云阿和那伎、凡八神

矣乾坤之道相參而化所以成
此男女自國常立尊迄伊弉諾
尊伊弉冊尊是謂神代七代者
矣

一書曰、此事上ハ髻華山蔭を引き云、〇天鏡尊ハ、古書ハ見えず、源氏物語玉葛巻、歌ハ、君ハ若し心違りし松浦なる、鏡神を掛て誓りひとなりをも花鳥

餘情ハ、肥前國松浦郡鏡神社ハ、太宰少貳藤原廣嗣が霊を祭と云へり、とあれば、廣嗣ハ、此紀撰めるより後、人なり、東鑑建久五年七月廿日、將軍、以テ御鎧御劔弓箭等、被奉鎮西鏡社、又寛喜四年閏九月十七日、鏡社住人云云とあるを、源氏物語ハ云、る神あるべし、きく舊事紀ハ、別天合尊亦名天鏡尊とあるハ、此紀ハ依て、附會せしものなり、別天合尊と云、を、古書ハ見えぬ神なり、〇天萬尊も、上ハ同、下十五巻ハ、天萬國萬神磐尊と云、御名ハ見えざるなり、〇沫蕩尊ハ、古事記ハ、速秋津日子速秋津比賣二神の御子ハ、沫那藝神なり、ハ此、那藝と、伊弉諾尊の諾と同きを以て、附會せしめなり、さて沫蕩尊の名、義、古事記傳五ハ、阿和ハ水ハ浮居る沫なり、那伎ハ水上の和なり、と出、〇此の記體、下二巻ハ、天石窟所住神稜威雄走神之子、甕速日神、甕速日神之子、熯速日神、熯速

日神之子、建甕槌神とゝるゝ同じきれど此ゝ間々ゝ生字ゝれば、讀ゝ少し異ゝ生天鏡尊と讀く、次の天鏡尊ゝ、此美古登と訓事、次々同、○凡八神ゝ以下の訓、上ゝ云ゝ、ゝく細書の下ゝ本書を書ゝ、一書曰の事ゝ、是ゝ髻華山蔭ゝ云れし疑ゝ晴めべし、○自ゝ與利と訓べし、此言紀中ゝ、自ゝも從ゝ、假名書ゝゝ、下五、巻六ゝ、於明耆妬庸利十五、巻十四ゝ、阿須用利歟ゝ、與利ゝ、俗言ゝ加良と云ゝ當れ、此加良を、又故と云ゝ船ひ事ゝ、文屋康秀ゝ歌ゝ、吹ゝ秋の草木のゝれば是ゝ、此言ゝ過去し事ゝ云又後ゝ然せむと云事ゝ用ゝ、其後ゝ然せひと云ゝ、由恵と云ゝ當れ

り、下八巻ゝ、從海路、又自穴門、是ハ俗言の加良の意、又由新羅、役此由ハ、役起故ゝと云意、ゝど二種ゝ、○神代七世、古事記曰、上件自國之常立神、以下伊邪那美神以前、拜称神代七代と、ゝ、今按ゝ、此二記の書體ゝ、上ゝ古事記傳を引ゝ如く、國常立尊ゝ、伊弉冉尊ゝ次々追次ひく生坐ゝ猶天地の初、ゝと云事ゝ、此紀元慶六年竟宴集得國常立尊藤原朝臣春海、蘆牙迺那微能幾佐斯裳度保加羅須阿麻都比津機能波志米度母弊波と詠ゝ、此趣ゝ、ゝく後世ゝ、天神七代と是を申、後の五代天照大神、正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊、天津彦彦火瓊々杵尊、彦火々出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を、地

神五代と申事の非なる事、古事記傳に辨置れたり、其説に、先此七代を天神と申せる事、古書に見えたる事なし、唯姓氏録に、角凝魂命と申は、此七代の中の角杙神なるべく思はるゝに、其後胤を天神、部に収られたる共、あゝ正く角杙神と有るも非ず、云云、高御魂神などの例として、天神、部に収られたるべられば、證とたるべきの事なも非ず、既に天常立神、下に、古事記に、上件五柱、別天神と申由注されば、其次々に天神と申されたる事明し、云云、天に坐神をこそ天神と申されたれ、然るを伊弉諾伊弉冊尊の御事を記せる趣を考るに、天に坐神とこそ見えたれ、此國に坐神とこそ見えさせ、然あるべきに、此國土に坐神等なぞ有、と申せる事も書ふみえず、云云と有り、さて此中に角杙神に、此紀に、本書なれば無く、一書の説なり、さて又同陣に、地神五代と申せる事を甚く違へる事なり、先天照大神に高天原を所知者と、今の眼前天に坐々せば、天神なる事に更なり、次に天忍穂耳尊、彦火瓊々杵尊を、高天原に生坐れば、天神なり、云云、又彦火々出見尊、鸕鷀葺不合尊、此国土に生坐く、云云、天神なれば、申さるべき然れ共又是を地神と申せる事に、更に書に見えたれば、云云、天神の御正統に坐が故に、漢文なれば天孫と書るなりとあり、今按に、地神に皇國訓なれば久尓都神と訓べし、きく此、久尓都神に、下八、巻に、吾是國神號聊摩乳とミえ、古事記、上なも、僕者國神大山津見神之子焉などいへるなり、二紀共に多くみえたり、こゝに此國土に居る神を云ふ、然るを後の五代を久尓都神と申時に、此國土に居し神と同くく、天神の御血統と申なり、分ずさしもなき俗の申事なれば、音に遲志牟と申なり、上に云る國神なれば分くなるべし、もく是を遲志牟と申事に、皇國學問廢まく、漢學問盛に成し事の惡敷を悟べし又古事記傳に云なり如く、此紀なも古事記なも、神代五代と云る事に見えぬ、なれば天照大神なり鸕鷀葺不合尊まぐ、信に五代に坐なり、其を此の神世七代に准へて、俗の云なるべし、髻華山蔭に、天神七代地神五代と申事、忌部、正通、神代、巻、口決なぞ、初て見えたるまい事の意をも考へ、唯猥に云出せば後世の俗説なるを、物知人等、さる辨えもなく、このこゝげに天七地五なるべ云ひへるに、甚片腹痛所爲なりこのこと

一書曰、男女耦生之神、先有渥土煮尊、次有角櫛尊、活櫛尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊、伊弉冊尊、櫛椴也

男女ハ、比古神比米神と訓べし、こゝ上ふ云へる如く、本文ふを此ふも男女の差別ハ無れ共、上注ふ男女と云、古事記ふも次妹となるをどふれるをり、○耦生、耦ハ、奈良毘豆と訓べし、同記ふ、此神等の生坐るを考るふ、妹尊ハ、男神をりハ後ふ生坐し趣なり、然る我此ふ耦生と書るハ、古意を熟もちふぢる一書なり、○之ハ

捨て、○先ハ、麻豆と訓べし、こゝ佐幾と前字を麻閇と訓、云ふ同、言意ハ、前ハ、目方目閇都と云、閇を略るなるべし、佐幾都、佐幾太都、凡て文の初ふ置るなり、万葉五十五

丁ふ波流佐礼波婆麻豆佐久耶登能烏梅能波奈、十十三

ふ春去、先三枝幸命在、又十八丁春去者先鳴鳥乃鶯之事

先立之君乎将待なども、ふ不なり○有ハ上ふ生字捨べし

○角櫛尊ハ、都奴久比能尊と訓べし、角臣を古事記ふ都奴臣と云り、凡て後世ふ、下ふ附る能を、上代ハ皆奴と云り、御名義、同傳三ふ角とハ、凡て物の尖ふ生、初て、譬、バ尾頭手足未分ちハるらぬる形を云、櫛ハ借字なり、芽ふ牟、涙ふ牟などの、ふ牟ふ同く、出て、神の御形の生物の初て芽ぎし生る意なりと、

初、給へる由なり、姓氏録ふ、角凝魂命とも、角凝命ともみえ、神名帳、ふ、出雲國神門郡神魂子、角魂神社とあるも此神なるべしと出、○活機尊古事記ふに、角杙神、次に妹活杙神とあり、御名義、同傳三ふ生活動き初る由の御名なりと、出て、神名帳ふ、神祇官坐御巫祭八神中ふ、生産日神とあるも此神なるべしとあり、さて上本書ふに、國常立尊の次ふ、國狹槌尊一御代なりて、此二神無し、又此一書ふに、上本書の大戸之道尊、大戸之邊尊の一御代なし又古事記ふに、上ふ云る如く、國狹槌尊に大山津見神の子ふ〳〵、此七御代の中ふに無て、角杙、神、活杙、神、意

冨斗能地、神、次、妹大斗能辨、神なり、是ぞ實の傳なるべし、○古事記傳三ふ、豐斟野尊なり、惶根尊まで九柱の御名に、國土の初と、神の初、との形を、次々ふ配當て負せ奉り、そのなり、そに豐斟野、渥土煮、沙土煮、大戸之道、大戸之邊と申に、國土の初の狀、角杙、活杙、面足、惶根と申に、神の初りの狀なり、此、神の次第に、古事記ふ就て云れしなり、さて國土の初となる國土に、此時ふに未、○此、一書なり、是に世界の地と云、事と見て行べし、共三條、髻華、山蔭ふ、纂疏本ふに、本書伊弉冉尊の次三條記て、次ふ凡八神矣云云となり、是に男女云云の一書の一下ふ離たるをいとぐとかぐ〳〵、こく次第を

改給へるあれ共、猶凡八神離て穏たらば、又一本あり、凡八神云云を、上文ゟ書續けて、次ゟ一書曰國常立尊生云云、次ゟ一書曰男女云云、次ゟ一書曰此二神云云と次第せり、是をさのゝらゟ改たるなり、此次第ハ宜きの如くなれ共、猶一書曰此二神と云事穏たらぬ事、上ゟ云るゞ如しとなり、あるゝ皆原の細書へ返て見れば、疑ハなを、細書を大字ゟ書るゟ就ての論ゟて、取ゟ足らぬ、○機概也、髻華山蔭ゟ、大方此類の注ハ、後人の所爲と見えたり、とあるゟ依て捨べし、同書ゟ、機此云久比とあるゟ本もなりとなり、

日本書紀訓考二卷終